

豊明市地域防災計画(素案)の改訂要旨(平成26年度)

1. 改訂の趣旨、目的及び背景

豊明市では、平成25年度に豊明市地震被害予測調査を実施し、南海トラフの巨大地震を想定した市内の被害予測を実施しました。

同じく平成25年度には災害対策基本法をはじめとする防災関係法令が大幅に改正され、新たな防災対策が規定されました。

これらの点を踏まえて豊明市地域の防災体制及び防災対策をさらに充実、強化するため、防災計画を改訂します。

2. 改訂の考え方

豊明市地震被害予測調査結果や防災関係法令の改正等による主な改訂課題に対し、次の考え方に基づいて検討しました。

○防災活動拠点の確保 【総-29・30・33, 地-53 ページ参照】

災害時応急対策を円滑に行うため、遺体安置所、応援隊の受入れ拠点、緊急消防援助隊の活動拠点、自衛隊災害派遣部隊の活動拠点及びがれき仮置場とする候補施設を確保しておく。

○被害想定を踏まえた備蓄目標の改訂 【総-31 ページ参照】

想定南海トラフ地震の最大避難者数(約1.9万人)を踏まえ、1人当たり1日2食で2日分(7.6万食)の備蓄を目標とする。

○消防団の充実・強化 【総-49 ページ参照】

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行を踏まえ、消防団員の処遇改善、消防団の施設及び装備等の充実強化を図るほか、若い年代や女性等の入団促進や各種行事を通じたPR活動により消防団員を確保する。

○避難行動要支援者名簿の作成・活用 【総-53・54 ページ参照】

災害対策基本法の改正により、災害時に避難支援が必要な高齢者、障害者等については平時から名簿を作成し、災害時に活用することと

なったため、市が管理する要介護認定情報等を活用して要支援者名簿を作成し、本人の同意を得て行政区長、自主防災組織等に提供する。

○安否照会への対応 【地-16 ページ参照】

災害対策基本法の改正により、被災者の家族等から市に安否照会があった場合、被災者の利益に配慮しつつ適切に回答できることとなったことから、災害時には避難者名簿等を利用して市民等の安否情報を整理し、被災者総合支援センター等で安否照会を受け付け、本人確認を行った上で安否情報を提供する。

○被災者台帳の作成・活用 【地-17・18 ページ参照】

災害対策基本法の改正により、市民の被災状況や被災者への援護措置の状況等を記載した被災者台帳を作成し、被災者支援に必要な限度で台帳情報の利用及び提供ができることとなったことから、災害時には住民基本台帳等を利用して被災者台帳を作成し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れがないか確認するとともに、各種援護措置の手続きの効率化を図る。

○原子力災害対策の追加 【風-45～58 ページ参照】

市内は原子力事業所の事故災害に対する重点区域には含まれないが、東日本大震災での対応事例や、万が一放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及んだ場合等を考慮し、状況に応じてモニタリング、飲食物の摂取制限、風評被害対策等を行う。

3. 関連資料

・ 南海トラフ巨大地震 被害予測調査結果（豊明市）

<http://www.city.toyoake.lg.jp/somubo/bousai/bousai/hiroba/higai/maptop.htm>

・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/hinansien.html>

・ 被災者台帳（内閣府）

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/daichou.html>